平成２４年（フ）第１０４０号
東京都武蔵野市境４丁目10番13号ハイツ境203、住民票上の住所東京都武蔵野市境４丁目10番13号ハイツ境
債務者　小泉　仁志
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４７号
東京都立川市富士見町５丁目15番15号レオパレス立川富士見102
債務者　山口　啓太
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月29日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４８号
東京都立川市富士見町５丁目15番15号レオパレス立川富士見102
債務者　山口　　舞（旧姓関口・闢口）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月29日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０６５号
横浜市栄区飯島町1572番地の１　サンコート飯島101
債務者　藤江由美子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０５号
埼玉県入間市上藤沢671―３イーストワン樫の木森401、住民票上の住所東京都昭島市玉川町３丁目８番２号
債務者　栗城　佳子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４０７号
岡山市中区平井1167番地５　平井コーポ６号室、旧住所岡山市中区平井６丁目19番62号
債務者　戸川　　明
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８号
長野県佐久市協和3024番地14
債務者　柳澤由紀子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時30分　長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第２１９号
愛知県豊橋市豊岡町88番地２―101、従前の住所愛知県豊川市御津町御馬塩入136番地２
債務者　齋藤美恵子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月３日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２２９号
愛知県田原市田原町西鎌田３―１　西鎌田住宅14号棟104号室、住民票上の住所愛知県田原市高松町シンチウ69番地
債務者　山本　雪代
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月３日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４１５号
静岡県浜松市南区新橋町678番地　新橋トットジョイ103
債務者　鶴谷ひろみ（旧姓岡持）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
長崎県佐世保市三浦町３番６号　丸市ビル401、旧住所長崎県佐世保市天神３丁目21番46号
債務者　渕野　勇二
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
長崎県佐世保市瀬戸越３丁目13番１号　瀬戸越住宅Ａ棟506号、旧住所長崎県佐世保市瀬戸越１丁目1605番地５　１Ｆ
債務者　福永　直美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
長崎県佐世保市花園町２番11号　花園県営住宅302号、前住所長崎県佐世保市八幡町12番26号
債務者　岩松ひとみ
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
長崎県佐世保市松山町12番12号、旧住所長崎県佐世保市大黒町11番30号　ティーンズタウン大黒314
債務者　森　あい子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係